

長崎市伴走型DX化支援費補助金

長崎市は、市内中小企業者のDX推進による生産性向上の取組みを促進させるため、DXに知見を有する外部専門家による相談・アドバイスなどの伴走型支援にかかる費用の補助を行います。

対象事業	補助金交付の申請日の属する年度の1月末日までに完了する事業で、かつ下記の(1)～(3)に該当する事業とする。 (1) DX基本計画の策定支援 DX推進における現状の課題把握、分析、達成に向けたロードマップの作成など。 (2) データ又はデジタル技術を活用した組織革新支援 補助対象者が掲げるDX基本計画を踏まえた内部革新に向けた現状の課題把握、分析、達成に向けたロードマップの作成など。 (3) その他DXに向けて必要と認められるもの 前各号に属さないもので、DXへの認知や理解を促進するための研修を含むが、研修のみで完結する事業は補助対象としない。
補助対象者	下記の(1)～(5)までの要件を全て満たす中小事業者 (1) 市内に本社又は事業所等を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいること。 (2) 製造業、設備工事業、機械設計業又は商品・非破壊検査業を営んでいること。 (3) 補助対象事業に係る国、県、市等が行う類似の補助制度の適用を受けていないこと。 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反すると認められる事業を営む者を構成員に含まないこと。 (5) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
事業期間	交付決定日～令和8年1月30日(金曜日)
対象経費	別紙のとおり
補助率・ 補助限度額	【補助率】 2分の1(千円未満切り捨て) 【補助限度額】 1事業者あたり50万円
申請書類	① 長崎市伴走型DX化支援費補助金交付申請書(第1号様式) ② 長崎市伴走型DX化支援費補助事業(収支)計画書(第2号様式) ③ 前年度決算書(法人のみ) ④ 税の滞納が無いことの証明書 ※市税、事業税、消費税と地方消費税(個人に当たっては市税) ⑤ 宣誓書兼同意書(第3号様式) ⑥ 登記事項証明書の写し(法人のみ) ⑦ 税務署へ提出した直近2期分の事業の収支内訳書又は青色申告決算書及び貸借対照表の写し(個人のみ)
申請期間	令和7年6月2日(月曜日)～令和7年11月28日(金曜日) ※予算がなくなり次第、受付終了
選考方法	交付決定については、審査を行ったのち、随時採択決定をします。

【対象経費】

補助対象経費	内容
旅費	DX にかかる研修等を受講するための出張に要する経費
謝礼金	外部専門家に対する謝金又は旅費
受講料	研修の受講料、教材費、受験料及び資格登録料に要する経費
会場借上料	会場及び機材の借上げに要する経費
消耗品費	事業の実施に直接必要な資材、消耗品の購入に要する経費
使用料	事業の実施に直接必要な経費
委託費	補助対象者が、直接実施することができない又は適当でないものについて、他の事業者への外部発注に要する経費
役務費	事業の実施に直接必要な経費
その他経費	事業を行うために必要な経費であって、前各号のいずれにも属さないもの。

お問い合わせ	長崎市経済産業部 新産業推進課 創業支援係 〒850-8685 長崎市魚の町4-1 14 階 TEL 095-829-1273 FAX 095-829-1151
--------	---